

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]  
[REDACTED]  
処分庁 川崎市●福祉事務所長  
審査請求に係る処分 平成26年12月1日付け生活保護変更申請却下処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成26年12月20日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

## 主 文

本件審査請求に係る川崎市●福祉事務所長が行った平成26年12月1日付け生活保護変更申請却下処分については、これを取り消す。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書並びに川崎市●福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成●年●月●日付けで、処分庁は、請求人の保護を開始したこと。
- (2) 平成25年12月6日、処分庁は、請求人に電話した際、住宅契約の更新があるため生活保護変更申請書（以下「申請書」という。）を持参するように依頼を受けたこと。
- (3) 同年12月9日、処分庁は請求人宅を訪問し、請求人に対し、請求人宅内の調査を行いたい旨を伝えた他、通院を指導したが、請求人はこれらを拒否したこと。また、処分庁が、請求人の生活実態を把握できず、保護の継続が困難になることを理由に請求人との対話を求めると、請求人は処分庁に「保護をきっていただいて結構です」と話す一方で、処分庁が翻意を促したところ、住宅賃貸借契約の更新料の申請のため、申請書の交付を求めたこと。これに対し、処分庁は、請求人に申請書を交付しなかったこと。

- (4) 平成26年1月10日、処分庁はケース診断会議を開催し、同会議録では、(3)において請求人に申請書を交付しなかったことについて、請求人に対し、訪問調査を実施するも、宅内調査を拒否され玄関先での対応となり、5年以上実質的な訪問調査が実現できていないことや、うつ病やアルコール依存症による通院も5年以上なく、口頭による通院指導にも応じないことから、「指導・指示に従う様子が見られないためその場では申請書を手交せず。」とされていること。
- (5) 同年3月3日、17日、20日、同年4月11日、同年5月8日、同年6月26日、同年7月23日、同月25日、同年8月27日、同年9月9日、同月30日、同年10月27日、処分庁は請求人宅を訪問したが、請求人は不在であったこと。
- (6) 同年11月17日、処分庁は請求人から郵送された賃貸借契約更新を理由とする申請書を受領したこと。
- (7) 同年12月1日、処分庁は、事実(6)の申請に対し、遡及期限を超過していることを理由として、生活保護変更申請却下処分(以下「本件処分」という。)を行い、保護申請却下通知書を請求人に送付したこと。
- (8) 同月20日、請求人は本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったこと。

## 2 請求人の主張

本件処分の取消しを求める。

- (1) 平成25年末に変更申請したいと処分庁に伝えた。
- (2) その後、変更申請の期限などについて知らされる事は無く、平成26年11月に変更申請をして、保護申請却下通知書を受けて、初めて申請期限がある事を知った。
- (3) 期限があることを知っていたら、期限内に変更申請をしていたと思う。

## 3 処分庁の主張

本件処分については、以下の理由により違法又は不当となるものではないので、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

- (1) 本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成26年12月1日付けF26生第●●●●号で遡及期間を超過していることを理由として行った本件処分について、変更申請の期限を知っていれば期限内に申請していたところ、知らされていなかったのは処分庁の過失によるものであり、処分は不当とするものようである。
- (2) しかし、本件処分は、次の理由により、正当なものであることを主張する。
- (3) 法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他の生計の状況に

ついて変動があつたときは」は、「すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定められている。

- (4) また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問9-1では、口頭による保護の申請について、「実施機関としては、そのような申し出があつた場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請行為があつたことを明らかにするための対応を行う必要がある。」とされている。
- (5) さらに、問答集問13-2では、扶助費追加支給の限度として、「2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とされている。
- (6) 本件処分において、処分庁は、「収入の申告について《確認書》」を用いて、収入の申告義務と併せて、支出についても変動があつたときには、速やかに福祉事務所に届け出なければならないことを説明しており、請求人は内容について理解したとして、平成24年11月15日に「収入の申告について《確認書》」に署名捺印されていることから、請求人は、届出の義務について認識していたことが認められる。
- (7) 平成25年12月9日の訪問調査の際に請求人から、住宅契約更新料に係る申請書の交付を求めた一方で、保護辞退の意思表示もなされたため、処分庁が申請意思を確認しようとするも、請求人はこれを拒絶した。その後も処分庁は、再三にわたり訪問調査、電話連絡を試みるも請求人は、これに応じなかったため、処分庁は、平成26年11月7日の訪問調査時まで住宅契約更新料の申請意思を確認することができなかった。請求人からは、平成26年11月17日に住宅契約更新料に係る保護変更申請がなされたが、請求人宅の賃貸借契約更新に係る更新料の支払いは平成25年12月12日に既に完了しており、需要は充足していることから、申請を却下したものである。

なお、本件処分の通知書に平成26年11月18日付け申請があつた旨の記載がされているが、平成26年11月17日の誤りである。

#### 4 判断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法第7条では、申請保護の原則について、「保護は、要保護者、その扶

養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と規定しているが、これは国民の保護請求権の発動形式として規定されているものである。したがって保護の実施機関は、保護の申請に対して必要な保護の決定をするか、又は申請の却下をしなければならないとされている。

- (2) 申請による保護の開始及び変更について、平成25年法律第104号より前の法第24条第1項では「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とし、同条第5項では「前4項の規定は、第7条に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。」と規定している。
- (3) 保護の開始申請等の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第9では、「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」とし、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9の1では、「生活保護の相談があつた場合には、（中略）、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと。」とし、保護の相談・申請時における適切な対応を示している。
- (4) また、口頭による保護の申請について、問答集問9-1では、「申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、（中略）単に申請者が申請する意思を有していたというのみではならず、申請者によって、申請の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要がある。したがって、口頭による保護申請については、（中略）実施機関としては、そのような申し出があつた場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載しうえて、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請行為があつたことを明らかにするための対応を行う必要がある。」と示している。
- (5) 続いて、扶助費の遡及支給の限度について、問答集問13-2では、「2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当で

ない」と示している。

- (6) 加えて、借家に対しての契約更新料については、局長通知第7の4の(1)のクにおいて、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等の際し、契約更新料等を必要とする場合には、(中略)必要な額を認定して差しつかえない」と定められている。
- (7) これらを本件処分についてみると、請求人は住宅契約更新に係る更新料の支給を求めて、事実(6)のとおり保護変更申請を行ったところ、処分庁は、当該更新料の支払いは平成25年12月12日になされており需要が充足している他、申請時において扶助費支給の遡及限度の2ヶ月(問答集問13-2)を超えているとして、請求人の申請を却下したものである。
- (8) しかし、本件において遡及期間が経過したのは、次のような事情によるものである。すなわち、請求人は、事実(2)のとおり、平成25年12月6日、処分庁に対し、住宅契約の更新があるため申請書を持参するように依頼した。同月9日、請求人との対話を求める処分庁に対し「保護をきっていただいて結構です」と保護廃止処分を委ねるものと推認される発言をしたが、処分庁が翻意を促したところ、住宅契約更新料の申請のための生活保護変更申請書の交付を求めた。かかる請求者の求めにもかかわらず、処分庁は、請求人は処分庁の指導、指示に従わない様子であることを理由に請求人に対し当該申請書を交付しなかったことが認められる。
- (9) 処分庁は請求人に申請書を交付しなかったことについて、処分庁の主張(7)のとおり、請求人が「申請書の交付を求めた一方で、保護辞退の意思表示もなされたため、処分庁が申請意思を確認しようとするも、請求人はこれを拒絶した。その後も処分庁は、再三にわたり訪問調査、電話連絡を試みるも請求人は、これに応じなかったため、処分庁は、平成26年11月7日の訪問調査時まで住宅契約更新料の申請意思を確認することができなかった。」と弁明する。
- (10) しかしながら、事実(2)及び(3)のとおり、請求人は処分庁に対し生活保護変更申請書の交付を求めており、この時点で請求人に住宅契約更新料に係る保護変更申請意思があったことは明らかである。それにもかかわらず、処分庁は、5年来の課題である請求人宅内の調査や通院指導を実現するため、ケース診断会議での検討や関係機関との連携を図るなどの支援経過が窺えるものの、請求人が処分庁の指導、指示に従わない様子であることを理由に申請書を交付しなかったことが認められることから、処分庁の主張は支持できない。
- (11) この点、(4)で述べたように、口頭による保護の申し出があった場合について、問答集問9-1において「あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側

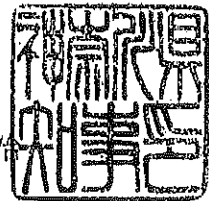
で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。」とされているが、処分庁は、請求人の申請意思を確認しながら、請求人に申請書を交付しなかったものであり、これにより申請に至らなかったものと認められる。このため、かかる処分庁の行為は申請権の侵害と捉えられ、次官通知第9の趣旨を満たさず、局長通知第9の1に規定された取扱いに違背するため、不当との指摘は免れない。

- (12) そして、かかる申請権の侵害行為がなければ、請求人は扶助費支給適及限度の期間内に申請を行ったものと考えられることから、保護変更申請時に適及期間を経過したことを理由に却下した本件処分は不当であり、本件処分は取り消し、事実(3)の時点で申請があったものとみなした上で、再度判断すべきである。

よって、本件処分を取り消すべきとする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年8月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした川崎市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号